

記入例

夫妻の本籍地、夫又は妻の住民登録地のうちいずれかの市区町村役場に届出をしてください。

届出する日を記入してください。

離婚届

令和 年 月 日届出
神奈川県綾瀬市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(まみかた)	夫	あやせ	つよし	妻	あやせ	はるみ
氏 名	綾瀬	剛史	綾瀬	晴美		
生 年 月 日	平成 〇〇 年 1 月 7 日		平成 〇〇 年 6 月 1 日			
住 所	神奈川県大和市中中央1丁目1番1号 鶴亀アパート101		神奈川県綾瀬市早川 550番地1			
世帯主の氏名	綾瀬 剛史		綾瀬 晴美			
本籍	神奈川県海老名市勝瀬175番地1					
筆頭者の氏名	綾瀬 剛史					
父母の氏名 父母との続き 他の養父母はその他の欄に書いてください	夫の父	綾瀬 一	続き柄	妻の父	山田 太郎	続き柄
	母	花	長男	母	ゆき	二女
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は		<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決			年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
婚姻前の氏に もどる者の本籍	神奈川県綾瀬市早川550番地1					まみかた 筆頭者の氏名 山田 晴美
未成年の子の氏名	*夫が親権を行う子		妻が親権を行う子			綾瀬 陽翔、綾瀬 心桜
同居の期間	平成 15 年 1 月 から 令和 3 年 7 月 まで (同居を始めたとき)					(別居したとき)
別居する前の住所	神奈川県綾瀬市早川550番地1					
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに子が届出をするときだけ書いてください)					
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業			
その他	*印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)					
届出人署名 (※押印は任意)	夫 綾瀬 剛史		妻 綾瀬 晴美			
事件簿番号						

※現在の住民登録をしている住所を記入してください。住所を変更する場合には、別に住所変更の手続きが必要になります。(平日の時間外、土日、祝祭日等は、綾瀬市ではできません)

婚姻中の本籍を記入してください。

夫婦での話し合いでの離婚は、「協議離婚」にチェックしてください。それ以外は、全て裁判離婚のため

離婚する夫婦間に未成年の子がいるときは、夫妻どちらが親権を持つか記入してください。

・婚姻で氏が変わったか(戸籍の筆頭者でないか)は、離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んで、チェックしてください。

- 1.妻(夫)はもとの戸籍にもどる(婚姻前の戸籍が除籍になっている場合は原則戻れません)
- 2.妻(夫)は新しい戸籍をつくる(婚姻前の氏で戸籍をどこにつくるか記入してください。)
- 3.離婚後も同じ氏を使う(別の届出(戸籍法77条2項の届出)が必要です。(離婚届と同時に提出する場合は記入しないでください。))

夫・妻それぞれの昼間連絡できる連絡先を必ず記入してください。

電話	0467-70-5621(夫)
電話	0467-70-5668(妻)
連絡先	自宅 勤務先・呼出 方

離婚届に必要なもの

- ◎離婚届(1通)
- ◎来庁者(届出をお持ちいただいたかた)の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート等)
- ◎個人番号カード(マイナンバーカード)(氏名・住所が変更になる場合)
- ◎裁判離婚の場合は、裁判の謄本・確定証明書

協議離婚の場合は、証人として、成年のかたの署名が必要です。裁判離婚の場合は、証人の記入は必要ありません。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	綾瀬 一	山田 ゆき
生 年 月 日	昭和 22 年 5 月 5 日	昭和 23 年 6 月 6 日
住 所	東京都足立区東綾瀬 1丁目 5 番 17 号	横浜市中区本町 6丁目50番地10
本 籍	東京都足立区東綾瀬 1丁目 5 番	東京都千代田区平河町 1丁目 4 番

印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)

注意

※必ずお読みください

- ・鉛筆や消えるインキで記入しないでください。
- ・離婚により戸籍を移した母(父)の戸籍に子を入籍するには、家庭裁判所の許可が必要です。
- ・外国人同士の離婚は、国によって協議離婚ができない場合があります。
- ・印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)
- ・届出は、原則24時間いつでもできます。ただし、記載・書類不備がある場合は、改めて市役所の開庁時に来庁していただくことがあります。
- ・新しい戸籍の作成に、5日ほどかかります。

未成年者がいる場合は、次の口のあてはまるものにしをつけてください。

(面会交流)	<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	<input type="checkbox"/> まだ決めていない。
(養育費の分担)	<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	<input type="checkbox"/> まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚するときには、面会交流や養育費の分担など子の看護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいるときは、上記についての取決めをして、チェックをしてください。